

美幌町制施行 100 周年記念事業基本方針（案）

1 はじめに

本町は、大正 12 年 4 月 1 日の町制施行後、令和 5 年 4 月 1 日に町制施行 100 周年を迎えます。町制施行 100 周年という大きな節目を迎えるにあたり、その事業展開にあたっての基本的な考え方をまとめます。

2 基本理念

町制施行 100 周年という大きな節目を町民全体で祝うとともに、本町の歴史を振り返り、先人たちの功績に感謝し、本町の魅力を再確認することで、あらためてこのまちを愛し、誇りに思う機会とします。そして、その思いを未来の「びほろ」を築いていく次世代に繋げていくものとします。

3 基本方針

（1）シビックプライドの醸成

近年のコロナ禍によって各種イベントや自治会活動等が中止や延期を余儀なくされ、これまで培ってきた人と人とのつながりなどのコミュニティが希薄となってきたことから、町制施行 100 周年という節目を契機として、これまでの「びほろ」の歴史を町民と共に振り返り、まちへの愛着や誇り、まちづくりへの参画意識の醸成を図ります。

（2）シティプロモーションの推進

本町の認知度や存在感がこれまで以上に高まるよう、本町の特徴を活かした記念事業の実施を通して、全町を挙げて町内外への情報発信の強化に向けて取り組み、美幌町のプロモーションを行います。

（3）未来を担う次世代へつなげる取組

未来を担う子どもたちにとって、良き思い出として深く心に残り、希望のある未来へ夢を膨らませ、次の 100 年につながる新しい一歩となる取り組みを行います。

4 事業期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

5 事業構成

町制施行 100 周年記念事業は、町主催事業、町民協働事業、連携事業の 3 つに分け、企画及び実施するものとします。

(1) 町主催事業

記念式典等の催事や既存事業等を100周年に合わせて充実して実施するものとします。

(2) 町民協働事業

町民及び町民団体が自ら企画・提案・実行する事業や既存の事業を充実して実施するものとします。

(3) 連携事業

町、町民、団体等が連携して事業を実施するものとします。

6 記念事業検討組織

来たる町制施行100周年の記念の年に向け、町民の機運を醸成し、円滑に記念事業の企画立案等を行うため、以下の検討組織において検討を進めることとします。

(1) 庁内検討組織

町主催事業及び連携事業は、部局長会議及び庁内検討チーム（庁内の関係部局の代表者で構成）からなる庁内検討組織において検討を進めることとします。

(2) 町民協働事業検討組織

町民協働事業は、町民等で構成された組織である美幌町自治推進委員会を町民協働事業検討組織とし、検討を進めることとします。